

共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共同住宅等建築物の建築にあたり、その建築物に付帯するごみ収集施設（以下「施設」という。）を整備する基準を定めることにより、ごみ収集作業の効率化を図り、良好な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) **ごみ** 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第2条第1号から第8号にいう可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、プラスチック製容器包装ごみ、ペットボトルごみ、資源ごみ、大型ごみ及び有害ごみをいう。
- (2) **ごみの収集施設** ごみを収集日に収集するまでの間、一時的に保管するために適用建築物内又は同一敷地内に適用建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) **建築物1棟** 建築物の戸数を15戸以上有するものをいう。
- (4) **建築指導要綱** 広島市共同住宅型建築物に関する指導要綱（平成3年6月5日施行）をいう。

(事前協議)

第3条 建築主等は、確認申請にかかる書類を建築主事へ提出する前に環境局業務部業務第一課と協議を行わなければならない。その際、共同住宅等建築届（様式1）に附近見取図、配置図を各2部添付し、提出すること。

2 前項の協議は、建築指導要綱第6条第3号のイに掲げる協議とみなす。

(適用建築物)

第4条 この要綱は、次に掲げる建築物に適用する。

- (1) 専ら居住の用に供する建築物（以下「住宅ビル」という。）で、住戸を15戸以上有するもの。
- (2) 専ら店舗又は事務所等（以下「事業所」という。）の事業活動の用に供する建築物（以下「事業所ビル」という。）で延べ面積が1,000㎡以上のもの。
- (3) 住宅の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）と事業所の用に供する部分（以下「事業所部分」という。）を同一建築物内に収容する建築物（以下「混合ビル」という。）で住戸を15戸以上有するか事業所部分の延べ面積が1,000㎡以上のもの。

(施設基準)

第5条 次の各号の建築物の用途の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる施設を設置すること。

(1) 住居ビル

ア 建築物の戸数に応じ、排出されるごみを集積するために必要な広さを持った施設を設置すること。

イ 同一敷地内に2棟以上の建築物を建築する場合にあっては、原則として当該建築物1棟につき施設1ヵ所を設置すること。

ウ 建築物の戸数が100戸以下の場合、1戸あたり1ルーム0.1㎡、その他0.2㎡を基準とし、それを超える戸数については、1戸あたり0.1㎡を加算するものとする。

(2) 事業所ビル

当該建築物におけるごみの排出量に応じ、ごみの分別区分により集積するために必要な広さを持った施設を設置することとし、概ね従業員の数が10名につき0.2㎡を基準とする。

(3) 混合ビル

施設の設置については、住宅部分と事業所部分に区分して各々設置することとし、混合ビルの住宅部分については、第1号を、事業所部分については、第2号を適用する。

(構造、位置及び付帯設備)

第6条 施設は、次に掲げる構造、位置及び付帯設備を備えたものとする。

(1) 施設は、当該建築物の敷地内でかつ、収集車両が容易に出入りでき、効率的な作業ができるように設けること。

(2) 屋外に設ける施設は、周囲の環境に合わせた構造とする。

(3) 施設は、原則として地上1階部分に設けること。ただし、やむを得ず当該建築物の地上1階部分に設けることができない場合にあっては、次に掲げるものであること。

ア 収集車両が、直接施設まで乗り入れられるものであること。

イ 収集車両の排気ガス及び廃棄物の臭気を除去するために必要な換気設備が設けられていること。

ウ 効率的な収集作業が行えること。

(4) 施設が密閉された構造の場合にあっては、収集車両の排気ガス及び廃棄物の臭気を除去するために必要な換気設備を設けること。

(5) 扉がある場合、間口を1.2m以上確保すること。また、扉が観音開きである場合、扉を開いた状態で公道にはみ出ないように設けること。

(6) 施設の清潔を保持するため、床面は舗装を行い、かつ、水洗いのための給排水設備を設けること。

- (7) 混合ビルにあつては、施設に事業所の使用部分と住宅の使用部分から排出されたものが区分されるよう必要事項を明示した標識を設けること。

(進入路等)

第7条 施設には、収集車両の通行可能な通路を設けることとし、通り抜けできない場合は、収集車両が旋回可能な場所が確保されているものであること。

- 2 敷地内への出入口は、収集車両が容易に出入りできる構造とすること。
- 3 進入路面は、インターロッキング等壊れやすい物を使用しないこと。
- 4 施設の周辺及び当該施設への進入路等においては、他車について駐車禁止の措置を講ずること。

(管理者の責務)

第8条 建築物の所有者、管理責任者及び管理人（以下「管理者」という。）は、収集作業に従事する作業員の危険防止または安全衛生管理上支障があると認められる施設については、当該施設の改善または、場所の変更等の措置を講ずること。

- 2 管理者は、施設及びその周辺を常に清潔に保たれるようごみ排出者を指導し協力を求める等、適正に管理しなければならない。
- 3 管理者は、収集作業に支障となる構造物または物品を収集車両の進入路、施設及び退出路等に放置しないよう管理すること。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、建築主等及び管理者がこの要綱に従わないときは、遵守するよう指導し、勧告することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年8月30日より施行し、平成4年1月4日以降に確認申請を行うものから適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月17日より施行する。